

政府からのお知らせを取りまとめた冊子です。

点字・大活字広報誌

# ふれあい らしんばん

Vol. 96

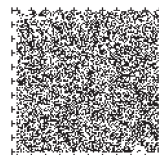
2024年  
3月発行



より多くの方に読んでいただくために、  
回覧用、貸し出し用としてぜひご活用ください。



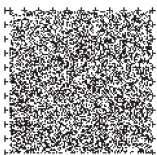
政府広報



## 目次

- 障害のある人への「合理的配慮の提供」  
が義務化されます ..... 1 と 49
- ホテルや旅館に泊まる前に知っておきたい  
「旅館業法」改正のポイント .... 12 と 61
- こどもを性被害から守るために周囲の大人  
ができること ..... 22 と 70
- 空き巣や強盗から命と財産を守る「住ま  
いの防犯対策」..... 36 と 85

「ふれあいらしんばん 第96号」は、  
1～48ページまでを点字、49～97ページまでを  
大活字にて表示しています。

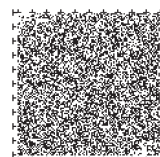


# 障害のある人への 「合理的配慮の提供」 が義務化されます

---

2024年4月1日から事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。「合理的配慮」とは具体的にどのようなことを指し、障害のある人に対応する際、事業者はどのような点に注意すべきなのかをご紹介します。

.....

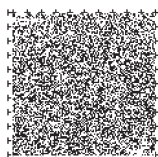


.....

**Q. 「合理的配慮の提供」の義務化を定めている「障害者差別解消法」とはどのような法律なのでしょうか？**

**A.** 2013年6月に、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律で、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対して障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に、負担が重すぎない範囲で障害者の求めに応じ「合理的配慮」をすることを求める法律です。

.....

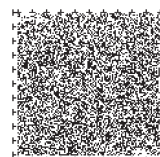


.....

**Q. この法律における「障害のある人」とは、障害者手帳を持っている人のことでしょうか？**

**A.** 障害者手帳の有無に関係なく、心や体のはたらきに障害のある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている全ての人を対象となります。また、「事業者」は、営利・非営利、個人・法人を問わず企業や団体、店舗のことです。個人事業主やボランティア活動をするグループも「事業者」に含まれます。

.....



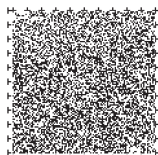
.....

## Q. 「不当な差別的取扱い」とは？

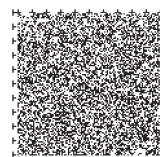
A. 正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、提供に当たって場所や時間帯を制限したりするなど、障害のない人と異なる取扱いをして障害のある人を不利に扱うことをいいます。

### ● 「不当な差別的取扱い」と考えられる具体例

- 障害のある人が来店したときに、正当な理由がないのに「障害のある方は入店お断りです」と言って入店を断ったり、「来店するときは保護者や介助者と一緒に来てください」などと言って一律に介助者などの同伴をサービス提供の条件とする行為
- 障害のある人に対して言葉遣いや接客の態度など一律に接遇の質を下げる行為



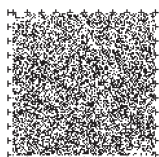
- 障害の種類や程度などを考慮せず、漠然とした安全上の問題を理由に、施設の利用を断る行為
  - 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害のない人とは異なる場所での対応を行う行為
- .....



.....

## Q. 「合理的配慮の提供」とは？

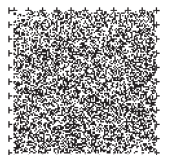
- A. 社会生活において提供されている設備やサービスなどは、障害のない人には簡単に利用できる一方で、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動を制限してしまっている場合があります。このような、障害のある人にとっての社会的なバリアについて、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という申出があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることとされています。これを「合理的配慮の提供」といいます。2021年の障害者差別解消法の改正を受けて、2024年4月1日から、事業者においても「合理的配慮の提供」が義務化されることとなります。





## ● 「合理的配慮の提供」の具体例

- 飲食店で障害のある人から「車椅子のまま着席したい」との申出があった場合に、机に備付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した（物理的環境への合理的配慮）。
- 障害のある人から「難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望しているが、弱視でもあるため細いペンで書いた文字や小さな文字は読みづらい」との申出があった場合に、太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った（意思疎通への合理的配慮）。

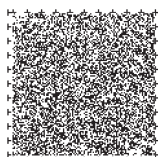


.....

**Q. 「合理的配慮の提供」 に範囲はありますか？**

**A.** 「合理的配慮」 は、事業者等の事務や事業の目的・内容・機能に照らし、次の3つを満たすものでなくてはなりません。

1. 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること。
  2. 障害のない人との比較において、同等の機会の提供を受けるためのものであること。
  3. 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと。
- .....

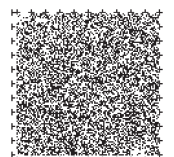


.....

**Q. 「過重な負担」かどうかはどのように判断されますか？**

**A.** 次の5つのことを考慮して、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

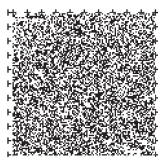
1. 事務・事業への影響の程度
2. 実現可能性の程度
3. 費用・負担の程度
4. 事務・事業規模
5. 財政・財務状況



.....

**Q. 「合理的配慮の提供」において、重要なことは何でしょうか？**

- A.** 社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、事業者と障害のある人との間で対話を重ね、共に解決策を検討していく「建設的対話」が重要です。障害のある人からの申出にそのまま対応することが難しい場合でも、障害のある人・事業者の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、双方が納得できる代替りの手段を見つけることができます。
- .....

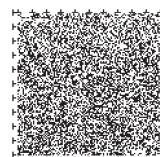


.....

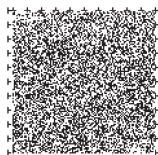
**Q. 分からないこと、相談したいことがある場合、どこに相談すればよいでしょうか？**

**A.** 2023年10月から2025年3月まで、試行的に「つなぐ窓口」が開設されました。「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」についての相談を地方自治体や各府省庁の適切な窓口につなぐほか、障害者差別解消法についてのご質問に回答する相談窓口です。「つなぐ窓口」への電話相談は、0120-262-701におかけください。10時から17時まで相談が可能で、祝日・年末年始を除く週7日で受付しています。メール相談も可能ですので、是非お気軽に相談してください。

.....



合理的配慮の内容は、障害の特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なり、また、障害のある人への対応が「不当な差別的取扱い」に該当するかどうか、個別の場面ごとに判断する必要があります。障害者差別解消法に関し、困りごとがあれば、まずはお住まいの地方自治体の相談窓口や「つなぐ窓口」に相談してください。障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指していきましょう。

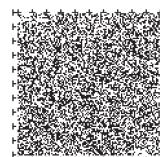


# ホテルや旅館に 泊まる前に知って おきたい「旅館業法」 改正のポイント

---

2023年12月13日から旅館業法が変わりました。これにより、ホテルや旅館の営業者は、カスタマーハラスメントに当たる特定の要求を行った人の宿泊を拒むことができるようになりました。ホテルや旅館が、宿泊する方にとっても、そこで働く方々にとっても、気持ちよく過ごせる場所となるように、改正のポイントをご紹介します。

.....

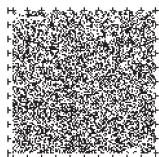


.....

**Q. 旅館業法ではどのようなことが定められているのでしょうか？**

**A.** 「旅館業法」は、1948年に制定された法律で、公衆衛生や国民生活の向上などの観点から、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるなどの宿泊拒否事由に該当する場合を除き、ホテルや旅館の営業者は、宿泊を拒んではならないとしています。

.....





.....

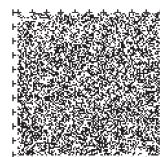
**Q. なぜ改正されることになったのでしょうか？**

**A.** 近年、いわゆる「迷惑客」など、ホテルや旅館の営業者が対応に苦慮する事例が見られるようになりました。こうした現状も踏まえて旅館業法が改正され、2023年12月13日に施行されました。

.....

**Q. この改正ではどのようなことが変わったのでしょうか？**

**A.** ホテルや旅館の営業者は、宿泊施設に過重な負担となり、ほかの宿泊者に対する宿泊サービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返す「迷惑客」の宿泊を拒むことができるようになりました。

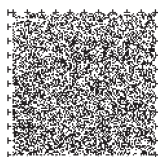


.....

**Q. 具体的には、どのような行為が宿泊拒否の事由に該当するのでしょうか？**

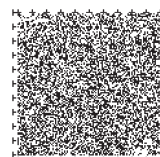
**A.** 新たな宿泊拒否事由に該当する具体例 として、以下のような行為が挙げられます。

- 宿泊料の割引や部屋のアップグレードなどを不当に要求するといったほかの宿泊者に対するサービスと比較して過剰なサービスを行うよう繰り返し求める行為
- 宿泊サービスに従事する従業員に対し、土下座などによる謝罪を繰り返し求める行為
- 対面や電話などにより、長時間にわたって、又は叱責しながら、不当な要求を繰り返す行為 など



営業者がこれらに該当する要求を求められ、その要求に応じられない場合は、まずは「そうした要求には応じられないが、宿泊自体は受け入れること」を説明し、それでもなお同じ要求を求められる場合は、宿泊を拒むことができる」とされています。なお、営業者の故意・過失により損害を被り、何かしらの対応を求めることは、新しい宿泊拒否の事由に該当しません（手段や態様が不相当なものを除く）。

.....

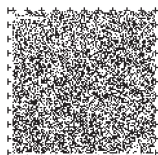


.....

**Q. 障害のある方など、宿泊の際に一定の配慮を必要とする方が、社会の中にある障壁の除去を求めるといったこともあるかと思います。そのような場合も新しい宿泊拒否の事由に該当する可能性があるのではないのでしょうか？**

**A.** 障害のある方が社会の中にある障壁の除去を求めること、例えば、いわゆる「合理的配慮の提供」を求めるとは、新しい宿泊拒否の事由には該当しません。「合理的な配慮」の求めに当たると考えられるものとして、次のことなどが挙げられます。

- 視覚障害のある方が部屋までの誘導を求めること
- 車椅子利用者が車椅子で部屋に入れるようにベッドやテーブルの位置の移動を求めること など

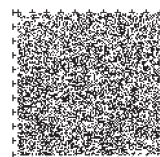


.....

**Q. ほかにも新たな宿泊拒否の事由に該当しない例はありますか？**

**A.** 次のような場合についても、新たな宿泊拒否の事由には該当しません。

- 医療的な介助が必要な障害者や車椅子利用者などが宿泊を求める場合
- 介護者や身体障害者補助犬の同伴を求める場合
- 障害のある方が障害を理由とした不当な差別的取扱いを受けたことについて謝罪などを求める場合
- 障害の特性により、その場に応じた声の音量の調整ができないまま従業員に声をかけるなど、その行為が障害の特性によることを把握できる場合

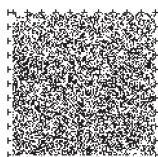


.....

## Q. ほかに改正されたことはありますか？

A. 感染症法上危険度の高い感染症を「特定感染症」とし、この「特定感染症」が国内で発生している期間に限り、営業者は、法令上の根拠をもって、宿泊者に対し、特定感染症の症状の有無などに応じて、必要な限度において感染防止に必要な協力を求めることができるようになりました。また、宿泊者は、正当な理由がない限り、その協力の求めに応じなければなりません。

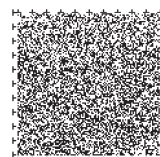
※特定感染症とは、エボラ出血熱などに代表される「一類感染症」、SARSなどの「二類感染症」、新型インフルエンザ等感染症、新感染症及び指定感染症を指します。なお、五類感染症となった新型コロナウイルス感染症は、特定感染症には当たりません。



また、宿泊者名簿の記載事項について、「職業」が削除され、「連絡先」が追加されました。宿泊者は、営業者から請求があったときは、氏名や住所に加えて、連絡先も告げなければならないこととなりました。

.....

今回の法改正は、ホテルや旅館が誰もが気持ちよく過ごせる場所になることを目指したものです。より詳細な改正のポイントについては厚生労働省のホームページで確認できます。「厚生労働省 旅館業法改正」で検索し、確認してみてください。また、宿泊者側が営業者から不当な宿泊拒否などをされた場合や、営業者側が宿泊拒否などに関して悩んだ場合には、地方自治体そのほかの相談窓口にご相談ください。詳しくは「旅館業法の相談窓口」で検索してみてください。

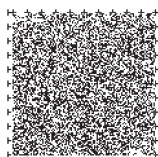


# こどもを性被害から 守るために周囲の大人が できること

---

性犯罪・性暴力の被害者のためのワンストップ支援センターには、年間およそ6万件の相談が寄せられ、こどもの被害に関するものも少なくありません。こどもを性暴力から守るために周囲の大人には何ができるのでしょうか。性暴力に遭ったこどもが発するサインや被害に遭ったこどもへの対応の注意点、専門家への相談窓口などについて確認しておきましょう。

.....



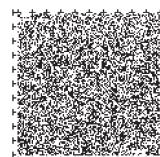


.....

## Q. 「性暴力」 とは？

A. 性暴力とは、同意のない性的な行為のことです。性暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる重大な人権侵害であり、犯罪にもなり得るものです。性暴力による被害に遭っているのは、若い世代の女性だけではありません。年齢や性別にかかわらず、性暴力の被害を受けることがあります。女性だけではなく、男性も被害に遭っています。こどもや高齢者の被害もあります。また、加害者の8割は顔見知りであり、恋人同士や夫婦間、親しい人の中での被害もあります。

.....

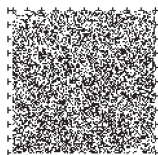


.....

**Q. 相手と対等な関係でなかったり、嫌だと言えない状況であったりしたなら、本当の同意があったことにはなりませんよね？**

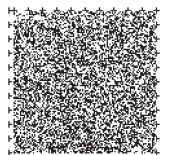
**A.** そのとおりで、特に、性的な行為に対する十分な判断能力が備わっているといえない年齢のこどもへの性的な行為については、本人の同意の有無にかかわらず、性暴力になり得ることに留意が必要です。こどもに対する次のような行為は、性暴力に該当します。

- 着替え、トイレ、入浴をのぞかれた
- 抱きつかれた、キスをされた
- 服を脱がされた
- 水着で隠れる部分（プライベートゾーン）を触られた
- 痴漢にあった
- 下着姿や裸の写真・動画を撮られた、送るよう要求された



また、加害者は知らない人とは限らず、よく知っている身近な大人（先生、コーチ、親や親せき）などからの加害も多くなっています。

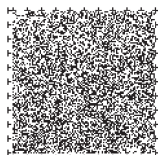
.....



.....

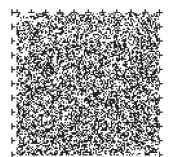
**Q. 大人が認識しておくことはもちろん、こどもが性的な行為についても理解できる年齢になってきたら、保護者など周囲の大人からこども自身にも伝えておくことが大切ですね。近年、こどもや若者が被害に遭ってしまう機会が増えていたりするのでしょうか？**

**A.** SNS の利用に起因する性暴力もあり、こどもや若者が被害者になるケースが増えていることが報告されています。内閣府が 2022 年にワンストップ支援センターで受けた相談に関して調査したところ、相談者が被害に遭った時の年齢は、10 代以下が約半数を占めており、中学生以下に限っても約 3 割に上ることが明らかになりました。



なお、こどもは性暴力の被害に遭っても、それを性被害だと認識できない場合があることや、加害者との関係性などから誰にも相談できず、被害が潜在化・深刻化しやすいことが指摘されています。被害時の年齢が低いほど、長期間にわたってこどもの心身を深く傷つけるものになります。一刻も早く被害の継続を防ぎ、こどもたちを性被害から守るためには、周囲の大人がこどもたちの発するサインを見逃さないようにすることが大切です。

.....



.....

**Q. 性暴力被害に遭った子どもが見せるサインにはどのようなものがありますか？**

**A.** 影響の現れ方はケース・バイ・ケースですが、例えば次のような心身の不調や問題行動が見られるといわれています。

**●からだの変化**

- ・ 頻尿、おねしょ など

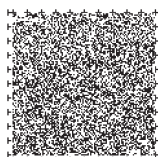
**●こころの変化**

- ・ ふさぎこむ、元気がない、無気力 など

**●行動面の変化**

- ・ 自傷行為、リストカット など

なお、性暴力の被害に遭っても、全くサインなどは現れず、ふだんどおり元気にしている子どももいます。子どもが発した言葉の中にも、何か気になることがあれば、気にとめておくことも必要です。



.....

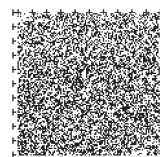
**Q. 身近なこどもが性暴力の被害に遭っていることに気付いた場合は、どのように対応すればよいのでしょうか？**

**A.** 被害に遭ったこどもの心の回復には、周囲の大人の適切なサポートが不可欠です。次の3つのポイントに気を付けながら、こどもの気持ちにしっかりと寄り添ってあげてください。

### **1. 絶対にこどもを責めない**

---

被害に遭ったこどもは、「自分にも悪いところがあったかもしれない」「被害に遭ったことを話すのは恥ずかしい」「大切な人を悲しませたくない」といった思いなどから、被害をなかなか打ち明けることができません。こどもから被害を打ち明けられたときは、必ず「話してくれてありがとう」「あなたは悪くないよ」と繰り返し伝えるようにしましょう。



話を疑ったり、否定したりせず、こどもの話を信じて寄り添いながら聞いてください。

## **2. 根ほり葉ほり聞き過ぎないようにする**

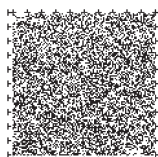
---

専門家ではない大人がこどもの話を聞きすぎると、こどもの記憶に影響してしまう場合があります。こどもの気持ちはしっかり受け止めつつ、被害の内容や状況などの事実関係については、質問を重ねたり、話を誘導したりすることのないようにして、できるだけ早く警察、ワンストップ支援センター、児童相談所などに相談しましょう。

## **3. なるべく早めに診察を受ける**

---

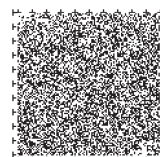
直接被害があることが少しでも疑われる場合には、病院で診察、治療を受けることが必要です。その際、証拠採取や性感染症の検査などについても医師に相談してください。





妊娠の可能性がある場合、被害から 72 時間以内に緊急避妊薬を服用することで、高い確率で、望まない妊娠を防ぐことができます。また、性別を問わず、性暴力の証拠を採取するためにも、早めの受診が大切です。

.....



.....

**Q. こどもの性被害を知ったら、どこに相談すべき  
でしょうか？**

**A.** こどもが必要なケアを受けられるよう、なるべく早く警察、ワンストップ支援センター、児童相談所といった専門機関に相談してください。

**●電話相談**

• **犯罪被害相談電話の全国共通番号**

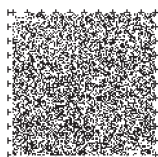
**# 8103 (ハートさん)**

最寄りの警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。(通話料無料)

• **児童相談所の専門ダイヤル**

**189 (いちはやく)**

性的虐待による被害等を受けた児童に関する通告・相談のためのダイヤルで、最寄りの児童相談所の虐待対応窓口につながります。(通話料無料)



- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（全国共通番号）  
# 8891（はやくワンストップ）（通話料無料）

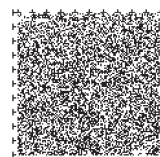
※ NTT ひかり電話からかける場合：

0120-8891-77

### ●オンライン相談

- 性暴力に関する SNS 相談 Cure time（キュアタイム）

チャットで相談できます。「キュアタイム」で検索してみてください。

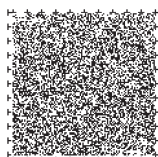


.....

**Q. ワンストップ支援センターへはどのようなときに相談すればよいですか？**

**A.** 診療などの医療的支援、カウンセリングなどの心理的支援、法律相談などの専門機関とも連携しており、性犯罪や性暴力についての悩みや不安を相談することができます。病院や警察への同行支援も行っています。また、被害者本人だけでなく、その保護者などからの相談も受け付けています。最寄りのセンターもご紹介していますので、「性暴力被害 ワンストップ」で検索してみてください。

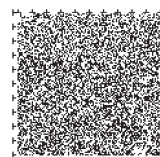
.....



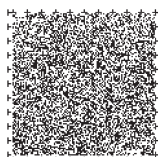
.....

**Q. 最後に、男の子の被害についても教えてください。**

**A.** 性暴力の被害者イコール女の子・女性とは限りません。「男性が性被害に遭うはずがない」「男性なら抵抗できるはず」などというのは、全て誤った思い込みです。男の子も被害に遭っています。男の子の場合、性的な「遊び」や「いたずら」と軽視されることがありますが、性暴力の被害による心身の傷は深く、その後の成長にも大きく影響を与えることがあります。男の子・男性も被害者になる可能性があることを理解し、性被害を打ち明けられたときは、決して本人を責めたりせず、必要に応じて専門家からも助言や支援を得ながら適切な対応をするようにしてください。



こどもを性暴力の被害から未然に守ることも私たち身近な大人の役割です。いざというときにこどもが性暴力から自分の身を守れるように、水着で隠れる部分は見せない・触らせないこと、相手のプライベートゾーンを見ない、触らないこと、イヤな触られ方をされそうなときは、「イヤだ」「やめて」と言ってもいいこと、イヤなことをされたらすぐに大人に相談すること、また、自分は大切に扱われる存在であり、相手も自分のように大切に扱われるべき存在であることなどを日頃から伝えておきましょう。

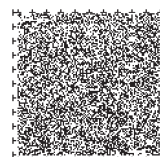


# 空き巣や強盗から 命と財産を守る 「住まいの防犯対策」

---

近頃、手口が巧妙かつ凶悪化した侵入犯罪が相次いで発生しています。店舗だけではなく一般住宅も被害に遭っており、金品のみならず、ときには人命が奪われる事態にまで発展しています。侵入犯罪の手口を理解し、警察が勧める効果的な防犯対策を知っておくことで、自分や家族の命と財産を守りましょう。

.....

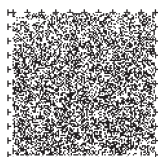


.....

**Q. 空き巣や強盗などの「侵入犯罪」は増えているのでしょうか？**

**A.** 空き巣などの「住宅を対象とした侵入窃盗」は2004年以降連続して減少しています。しかし、凶器などで住人を脅して金品を強奪する「住宅を対象とした侵入強盗」に関しては、2005年以降、減少傾向が続いていたものの、2022年には増加に転じました。さらに、手口の巧妙化・凶悪化も進んでおり、防犯対策の一層の強化が求められています。

.....



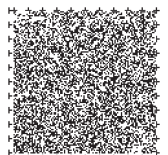


.....

**Q. 侵入者はどのような場所から侵入しているのでしょうか？**

**A.** 2022年に警察庁が公表した「侵入窃盗の侵入口」によると、一戸建て住宅やマンションなどの共同住宅では、「窓」と「表出入口」からの侵入が全体の7割以上を占めています。

.....

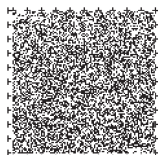


.....

**Q. 侵入者はどのような手口で侵入しているのでしょうか？**

**A.** 警察庁の公表資料によると、一戸建て住宅やマンションなどの共同住宅では、空き巣を始めとした侵入窃盗の多くは「鍵の掛かっていない箇所」から侵入しています。どんなに強固な建物部品を設置しても、鍵を掛けなくては意味がありません。「少しの間だから大丈夫」と玄関などの鍵を掛けないままゴミ出しに行ったり、洗濯物を干したりすることがないよう、日頃から少しの外出などの場合でも必ず施錠をする習慣を身に付けましょう。

.....



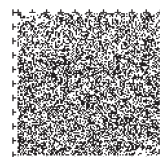
.....

**Q. 侵入犯罪から身を守るためにどのようなことに気を付けたらよいでしょうか？**

**A.** 住宅への侵入犯罪は、いつ、どんなときに被害に遭うかは分かりません。自分や家族の命と財産を守るためには、一人ひとりが高い防犯意識と正しい防犯知識を持つことが大切です。在宅や帰宅時の行動、住宅の防犯対策など、警察庁が推奨している侵入犯罪に対する自主防犯行動があります。

**●在宅・帰宅時の行動**

- 外出先から帰宅した際は、背後や周囲に人がいないかよく確認する。
- 在宅時は、出入口や無人の部屋の窓に鍵を掛ける習慣をつける。
- 自宅に訪問者が来たときには、不用意にドアを開ける前に、ドアスコープやインターホン越しなどで確認する。



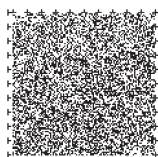
- 宅配業者の訪問を偽装した手口などもあるため、荷物の受取りに宅配ボックスを活用するなど、宅配の荷物を直接受け取らない方法をとる。

## ●住宅の防犯対策

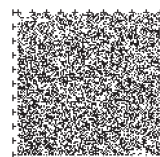
- 日頃から建物周囲を整理整頓し、侵入されにくい環境を整えておく。
- 玄関をツーロックにする、窓に補助錠を取り付けるなど、防犯設備を充実させる。
- 建物部品などを選ぶときは、防犯性能の高いものを選ぶ。
- 旅行など長期不在にするときは、隣近所へ声を掛け合ったり、郵便物・新聞などの配達を止める。

## ●日常での心構え

- 自宅に必要以上の現金を置かないようにする。



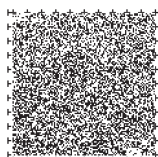
- 電話などで在宅状況、家族の状況、資産状況を聞かれても答えない。
  - 合鍵の不正作製を防止するため、鍵を家族以外の人には「見せない」「渡さない」、写真や動画で「写さない」ことを徹底する。
  - 不審を感じた場合には、ためらうことなく110番通報する。
- .....



.....

**Q. 防犯対策を取る上で、地域との連携は大切になってくるのでしょうか？**

- A.** 侵入者は、住人が不在にしている時間帯のほか、侵入のしやすさ、逃げやすさなどを事前にチェックするために、地域や住宅の下見を行うことが多いといわれています。そのため、侵入者は「近所付き合いが良く、連帯感のある住宅街」を嫌うといわれており、下見の際にチェックする項目には、人通りの少なさや、地域住民が挨拶や会話を交わしているかなどの「地域環境」も含まれます。また、ゴミの指定日や指定時間以外にゴミが出ている地域は、住民の地域への関心が低いと思われるのか、侵入者にとっては安心感を与える傾向もあります。日頃から、ゴミの収集日など地域のルールを守り、近所付き合いを大切にしておくとよいでしょう。

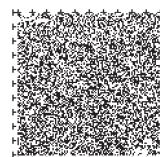


.....

**Q. 侵入犯罪に巻き込まれないためには、物理的な防犯対策も重要となるのでしょうか？**

**A.** ガラス破りやピッキング、ドア本体をこじ開けるといった荒々しい手口の侵入犯罪も発生しています。このような手口に対応するため、「CP 部品」という防犯性能の高い建物部品を導入して、侵入口となる窓や玄関口などの物理的な防犯対策を強化することも効果的です。

.....

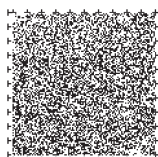


.....

## Q. CP 部品とはどのようなものなのでしょうか？

A. 「防犯性能の高い建物部品」として認定された部品で、「防犯性能の高い建物部品目録」に公表されています。建物に侵入する際、「5分以内」に侵入することができなければ、約7割の侵入者は侵入を諦めるといわれています。そのため、建物部品の防犯性能の目安の一つに「5分間、侵入のための人為的破壊行為に耐えられるかどうか」という評価基準があります。この人為的破壊行為に耐えられる時間を「抵抗時間」と呼び、ドアや錠など商品ごとに定められた試験を行い、抵抗時間が5分以上であることを確認されたものなどが認定されます。

.....



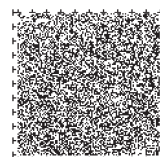


.....

**Q. CP 部品にはどのようなものがありますか？**

**A.** 2023年11月時点で、ドア、錠、サッシ、ガラス、ウィンドフィルムなどの17種類3,464品目が認定されています。なお、CP部品は、試験によって5分間以上の抵抗が確認されたものですが、侵入を完全に防ぐものではありません。

.....

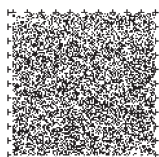


.....

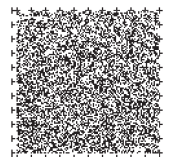
**Q. CP 部品の導入以外にも、侵入者が侵入を諦めるような物理的な防犯対策はありますか？**

**A.** センサーライトや防犯カメラを外部から見える位置に設置し、侵入しにくい家であることをアピールするとよいでしょう。「この家は侵入しにくいな」と思わせることも防犯のための一つの方法です。防犯カメラはダミーのものではなく、実際に録画機能があるものを選びましょう。さらに、死角が発生しないよう、複数のカメラを取り付けるとなお良いでしょう。

.....



侵入犯罪は、巧妙かつ凶悪な手口が増えていきます。最新の防犯知識を得て対策を立てるとともに、不審な人がいた、何かがおかしいという異変を感じたら、ためらうことなく110番通報することが大切です。また、今回紹介した対策はあくまでも一部ですので、自分が住む地域や生活スタイル、住まいの状況に合った対策が必要になります。詳しく知りたい場合は、警察庁の防犯サイトを確認しましょう。「住まいる防犯110番」と検索してみてください。





この広報誌は、「政府広報オンライン」でも  
お知らせしています。  
また、音声によるご案内もしています。

## ●政府広報オンライン●

点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」

ふれあいらしんばん

検索

音声広報 CD 「明日への声」

明日への声

検索

点字・大活字広報誌

# ふれあいらしんばん vol.96

2024年3月発行

発行 ● 内閣府政府広報室

制作 ● 株式会社日本リサーチセンター

